

会派名 創流会

支出調書

代表者	経理責任者	起案者
		

区分	事由	費目金額				小計	
1	調査研究費	行政調査に係る旅費(6/3~5品川区、沖縄市、名護市、今帰仁村)	交通費	旅費	144,260	自動車燃料費	144,260
			資料作成費	調査委託費		振込料	
2	研修費		会場費	講師謝金		出席者負担金・会費	
			交通費	旅費		自動車燃料費	
			資料作成費	食糧費		振込料	
3	広報費		会場費	交通費		自動車燃料費	
			資料作成費	広報誌(紙)		報告書等印刷費	
			送料(折込料含む)	ウェブページ掲載代		茶菓子代	
			振込料				
4	広聴費		会場費	交通費		自動車燃料費	
			資料作成費	茶菓子代		振込料	
5	要請・陳情活動費		交通費	旅費		自動車燃料費	
			資料作成費	振込料			
6	会議費		会場費	交通費		自動車燃料費	
			資料作成費	振込料			
7	資料作成費		印刷製本費	翻訳料		筆耕料	
			振込料				
8	資料購入費		法規追録代	参考図書代		新聞(日刊紙)購読料	
			雑誌等購読料	有料データベース等利用料		振込料	
9	人件費		賃金	社会保険料等		振込料	
10	事務所費		備品購入費	事務機器等リース代		消耗品等事務費	
			印刷代	振込料		配送手数料	
11	通信運搬・自動車燃料費		電話料等(按分)	郵便料等		自動車燃料費(按分)	
			その他				
使用者	大城 宏之  支出年月日	令和元年5月27日	現金出納簿 支出番号	1	合計	144,260 円	

出張（調査等）申請書兼旅費請求書

支出番号 1

会 派 会 長 様

申請代表者氏名 大城 宏之



下記の用務により出張（調査等）したいので申請するとともに、旅費を請求いたします。

記

請求金額	144,260円（1人あたり 144,260円） ※別紙、旅費計算書のとおり	
目的	行政調査	
用務先	6月3日：品川区役所 6月4日：沖縄市役所、名護市役所 6月5日：今帰仁村（あいあいファーム）	
内容	品川市：町会及び自治会の活動活性化の推進について 沖縄市：文化によるまちづくり推進事業について・若者文化芸術育成支援事業について 名護市：自転車のまちづくりについて 今帰仁村：廃校を活かした官民連携の総合体験型ファームについて	
期間	令和元年6月3日 ～ 令和元年6月5日（2泊3日）	
行程	別紙行程表のとおり	
出張（調査等）者氏名	・大城 宏之 ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・
特記事項		

上記のとおり出張（調査等）を許可します。

会 派 会 長	経 理 責 任 者		受 理 日	令和元年5月27日
			許 可 日	令和元年5月27日
			支 出 日	令和元年5月27日

上記金額を受領しました。

令和元年5月27日

申請代表者氏名 大城 宏之





# 行政調査旅費計算書

会派名 : 創流会  
 参加議員 : 大城 宏之  
 日程 : 令和元年6月3日(月)～6月5日(水)  
 行先 : 品川区役所(東京都品川区広町2-1-36)、沖縄市役所(沖縄市仲宗根町26-1)  
 名護市役所(沖縄県名護市港一丁目1番1号)、今帰仁村役場(国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地)

6月3日	郡山駅	東 京 駅	JR京浜東北線	大井町駅	JR京浜東北線	品川駅	京急本線	羽田空港国内線	徒歩	羽田空港	JAL 919便	那覇空港	徒歩	国内線旅客ターミナル前客	
		新幹線	9.2		2.4		14.5	5分		1687.0		3分			
運賃	4,000		※1		410				41,610						46,020
急行料金	3,680														3,680
グリーン	3,090														3,090
実費															0

	国内線旅客ターミナル前客	琉球バス	県庁北口	沖縄バス	胡屋										
	4.7			23.4											
運賃	※1		※1												0
急行料金															0
グリーン															0
実費															0

※1区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

6月4日	胡屋	沖縄バス	徒歩	名護市役所前	高速バス	琉球バス交通	第一湧川								
		56.7	1分		1.3	11.4									
運賃	※2				※2		※2								0
急行料金															0
グリーン															0
実費															0

※2区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

6月5日	第二湧川	琉球バス交通	名護市役所前	国内線旅客ターミナル前客	徒歩	那覇空港	JAL914便	羽田空港	徒歩	羽田空港第1ビル駅	東京モル	浜松町駅			
		12.7			3分		1687.0		5分		17.0				
運賃	※3		※3				41,610				490				42,100
急行料金															0
グリーン															0
実費															0

	浜松町駅	東 京 駅	新幹線	郡山駅											
		JR山手線	226.7												
運賃	4,000														4,000
急行料金			3,680												3,680
グリーン			3,090												3,090
実費															0

※3区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

交通費	105,660	×		×	1名 = 105,660
日当	3,000	×	3日 = 9,000	×	1名 = 9,000
宿泊費	14,800	×	2泊 = 29,600	×	1名 = 29,600
合計					144,260 円


出張（調査等）報告書兼旅費精算書

支出番号 1

会 派 会 長 様

下記のとおり出張（調査等）したので報告するとともに、受領した旅費を精算（返納）いたします。



出張（調査等）議員名

・大城 宏之		・	⑩
・	⑩	・	⑩
・	⑩	・	⑩
・	⑩	・	⑩
・	⑩	・	⑩
・	⑩	・	⑩

記

期 間	令和元年6月3日 ～ 令和元年6月5日（2泊 3日）					
目 的	行政調査					
用 務 先	6月3日：品川区役所					
	6月4日：沖縄市役所、名護市役所					
	6月5日：今帰仁村（あいあいファーム）					
行 程	別紙行程表のとおり					
内容及び成果	別紙添付					
旅 費 精 算	受領額	144,260 円	精算額	131,160 円	返納額	13,100 円

上記のとおり出張（調査等）の内容を確認するとともに、精算を受けました。

会 派 会 長	経 理 責 任 者			受 理 日	令和元年7月12日
				確 認 日	令和元年7月12日
				精 算 日	令和元年7月12日

※添付書類：行程表、調査等先説明資料、要請・陳情書（写）、調査等先の名刺、写真、成果報告書他



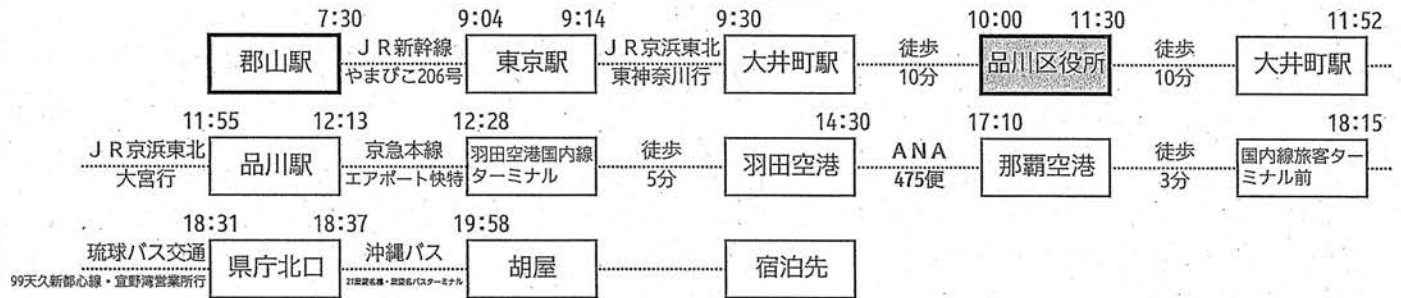
令和元年度 創流会 行政調査行程表

変更後

1 行程

□ 1日目：6月3日（月）

品川区：町会及び自治会の活動活性化の推進について



□ 2日目：6月4日（火）

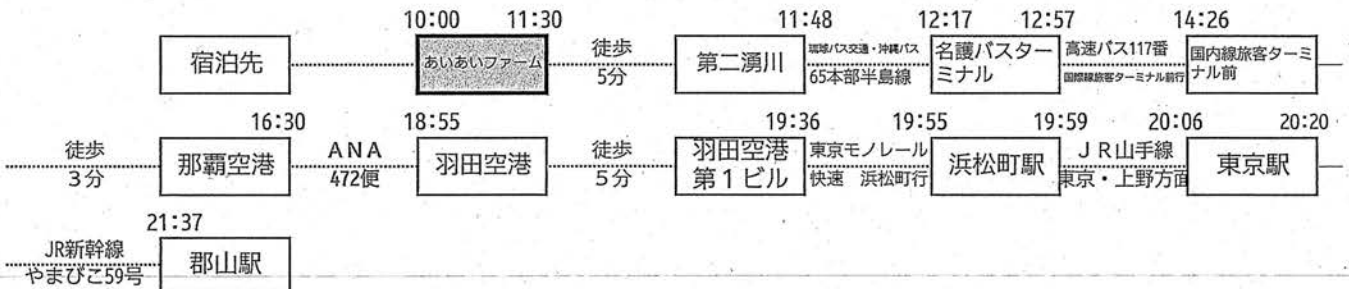
沖縄市：文化によるまちづくり推進事業について・若者文化芸術育成支援事業について  
名護市：自転車のまちづくりについて



5/27付けで依頼文発送後、今帰仁村より、時間を10時から、会場をあいあいファームに変更の旨電話があり、行程を修正。(なお、依頼文等はそのまま対応すること)

□ 3日目：6月5日（水）

今帰仁村：廃校を活かした官民連携の総合体験型ファームについて



2 人員 1名  
大城 宏之 議員

- 3 調査内容
- (1) 令和元年6月3日（月）10：00～11：30  
品川区：町会及び自治会の活動活性化の推進について
  - (2) 令和元年6月4日（火）9：15～11：15  
沖縄市：文化によるまちづくり推進事業・若者文化芸術育成支援事業
  - (3) 令和元年6月4日（火）14：30～16：30  
名護市：自転車のまちづくりについて
  - (4) 令和元年6月5日（水）10：00～11：30  
今帰仁村：廃校を活かした官民連携の総合体験型ファームについて

4 事務局・施設連絡先

- 東京都品川区議会事務局 調査係 中村様 (03-5742-6810) 〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36
- 今帰仁村議会事務局 ガナハ様 (0980-56-2101) 〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地
- 沖縄市議会事務局 島袋様 (098-937-3405) 〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1 3F
- あいあいファーム (農業生産法人 株式会社 あいあいファーム) (0980-51-5111) 〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字湧川369番地
- 名護市議会事務局 カミヤ様 (0980-53-6906) 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

行政調査旅費計算書

変更前

会派名 : 創流会  
 参加議員 : 大城 宏之  
 日程 : 令和元年6月3日(月)~6月5日(水)  
 行先 : 品川区役所(東京都品川区広町2-1-36)、沖縄市役所(沖縄市仲宗根町26-1)  
 名護市役所(沖縄県名護市港一丁目1番1号)、今帰仁村役場(国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地)

6月3日	郡山駅	東 京 駅	JR京浜東北	大井町駅	JR京浜東北	品川駅	京急本線	羽田空港国内線	徒歩	羽田空港	JAL 919便	那覇空港	徒歩	国内線旅客	
		新幹線	9.2		2.4		14.5	5分		1687.0		3分			
運賃	4,000		※1		410				41,610						46,020
急行料金	3,680														3,680
グリーン	3,090														3,090
実費															0

	国内線旅客	琉球バス	県庁北口	沖縄バス	胡屋										
	4.7			23.4											
運賃	※1		※1												0
急行料金															0
グリーン															0
実費															0

※1区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

6月4日	胡屋	名護バス	名護市役所前	琉球バス	第二湧川										
	56.7	1分	1.3	11.4											
運賃	※2		※2		※2										0
急行料金															0
グリーン															0
実費															0

※2区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

6月5日	第二湧川	名護バス	高速バス	国内線旅客	徒歩	那覇空港	JAL914便	羽田空港	徒歩	羽田空港	東京モルル	浜松町駅			
	12.7	75.2	3分	1687.0	5分		17.0								
運賃	※3		※3		41,610		490								42,100
急行料金															0
グリーン															0
実費															0

	浜松町駅	東 京 駅	郡山駅												
	JR山手線	新幹線													
	3.1	226.7													
運賃	4,000														4,000
急行料金	3,680														3,680
グリーン	3,090														3,090
実費															0

※3区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

交通費	105,660	×	1名 = 105,660
日当	3,000	×	3日 = 9,000
宿泊費	14,800	×	2泊 = 29,600
合計	144,260 円		



# 行政調査旅費計算書

変更後

会派名 : 創流会  
 参加議員 : 大城 宏之  
 日程 : 令和元年6月3日(月)～6月5日(水) ※航空機変更のため  
 行先 : 品川区役所(東京都品川区広町2-1-36)、沖縄市役所(沖縄市仲宗根町26-1)  
 名護市役所(沖縄県名護市港一丁目1番1号)、今帰仁村役場(国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地)

6月3日	郡山	東	大井町	品川	京急本線	羽田空港国内線	羽田空港	那覇空港	国内線旅客	
	新幹線	JR京浜東北	JR京浜東北	品川	14.5	徒歩	ANA 475便	徒歩	国内線旅客	前客
	226.7	9.2	2.4	410	5分	1687.0	3分			
運賃	4,000		※1	410		41,610				46,020
急行料金	3,680									3,680
グリーン	3,090									3,090
実費										0

	国内線旅客	琉球バス	県庁北口	沖縄バス	胡屋					
	4.7	23.4	※1	※1						
運賃	※1	※1								0
急行料金										0
グリーン										0
実費										0

※1区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

6月4日	胡屋	名護バス	徒歩	名護BT	高速バス	名護市役所前	琉球バス交通	第一湧川		
	56.7	1分	1.3	11.4						
運賃	※2		※2	※2						0
急行料金										0
グリーン										0
実費										0

※2区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

6月5日	第二湧川	名護バス	高速バス	国内線旅客	徒歩	那覇空港	ANA 472便	羽田空港	徒歩	羽田空港第1ビル	浜松町
	12.7	75.2	3分	1687.0	5分	17.0					
運賃	※3	※3		28,510		490					29,000
急行料金											0
グリーン											0
実費											0

	浜松町	東	郡山							
	JR山手線	新幹線	郡山							
	3.1	226.7								
運賃	4,000									4,000
急行料金		3,680								3,680
グリーン		3,090								3,090
実費										0


※3区間は、交通雑費として取り扱い、交通費に算入しない。

交通費	92,560			×	1名	92,560
日当	3,000	×	3日	×	1名	9,000
宿泊費	14,800	×	2泊 = 29,600	×	1名 =	29,600
合計						131,160 円

領 収 書 等 整 理 票

区 分			※該当する区分に○印
① 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

		普 通 預 金 (兼お借入明細)		差引残高末尾に(-)記号があるときはお借入残高です。	4
年月日	お客さまメモ	お支払金額	お預り金額	差引残高	端末記号・店番
301.07.10		*123.525	アメリカンエキスプレス		

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

収入印紙



AB No. 124446

お客様コード 578511

2019年10月1日

DATE

領収証 RECEIPT

RECEIVED FROM

創流会 大城 宏之 様

領収金額 THE SUM OF

¥ 41,610

但し FOR

6月3日 羽田-那覇 ANA475便

上記金額正に領収致しました  
The above sum has been duly received.

発行者印

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手 CHECK	<input type="checkbox"/>
銀行振込 BANK REMITTANCE	<input type="checkbox"/>
ギフト券 GIFT TICKET	<input type="checkbox"/>
クレジットカード CREDIT CARD	<input checked="" type="checkbox"/> (5/27)

東武トップツアーズ株式会社

郡山支  
福島県郡山市並木1丁目2  
ウエスタンビル

電話 (024) 922-5733

収入印紙



AB No. 124447

お客様コード 578511

2019年10月1日

DATE

領収証 RECEIPT

RECEIVED FROM

創流会 大城 宏之 様

領収金額 THE SUM OF

¥ 28,510

但し FOR

6月5日 那覇-羽田 ANA472便

上記金額正に領収致しました  
The above sum has been duly received.

発行者印

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT	
現金 CASH	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手 CHECK	<input type="checkbox"/>
銀行振込 BANK REMITTANCE	<input type="checkbox"/>
ギフト券 GIFT TICKET	<input type="checkbox"/>
クレジットカード CREDIT CARD	<input checked="" type="checkbox"/> (5/27)

東武トップツアーズ株式会社

郡山支  
福島県郡山市並木1丁目  
ウエスタンビル

電話 (024) 922-5733



www.americanexpress.co.jp  
カード 発行者:  
アメリカン・エクスプレ  
ス・インターナショナル, Inc  
167-8001  
東京都杉並区荻窪4-30-16  
関東財務局長(12)第00405号

ご利用代金明細書

大城 宏之 様

会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*

明細書作成日  
2019年6月18日

メンバーシップ・サービス・センター  
0120-958677  
03-3220-6787

利用明細書送付者:  
American Express International, Inc.  
18th Floor, Cityplaza 4  
12 Talkoo Wan Road  
Talkoo Shing, Hong Kong

前回締め日金額	-	お支払いご入金・調整金額	+	新規ご利用金額 (含利息)	=	今回締め日金額		今回ご請求額(円)
				123,525		123,525		123,525
							今回締め日時点でのご利用残高の金額	

お支払日  
2019年7月10日

明細書作成対象期間 2019年5月19日から2019年6月18日まで

当月分のご請求額は決済日の前営業日までに口座にご用意下さい。

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
お支払い金額内容		
〇日 前回分口座振替金額		
お支払い金額合計		
お支払いご入金・調整金額合計		
今月ご利用額 大城 宏之 様		
会員番号 ****_*****		

会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*

ご請求金額	123,525円
決済日	2019年7月10日
決済金融機関	
口座番号	

住所、電話番号等の変更は、本明細書の右上にあるメンバーシップ・サービス・センターまでお電話下さい。

尚、銀行振込の場合には振込人氏名欄に会員番号とお名前を必ずご記入下さい。

963-0105  
福島県 郡山市 安積町長久保  
1-16-1

上記金額にてご指定の金融機関口座より自動引き落としさせていただきます。

大城 宏之 様



# ご利用代金明細書

2 / 5 ページ

大城 宏之 様

\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*

会員番号

明細書作成日

2019年6月18日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
5月7日 東武トップツアーズ 旅行代理店/旅行サービス		79,100
大城 宏之 様 今月ご利用額合計		123,525
今回ご利用・ご請求金額合計		123,525

### ◆ お振込先について

何らかの都合で口座振替ができなかった場合は、下記銀行口座にお振込みください。お振込みの際は振込人名欄に必ず会員番号と基本カード会員名をご入力ください。

振込先: みずほ銀行 六本木支店 普通預金口座 2110521 口座名義:アメリカンエクスプレスインターナショナルインコーポレイテッド

◆ 外貨建てで生じたカード利用代金等については、当社におけるカード利用代金等の処理日に円換算しました。カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合には、米ドルを介しての円換算、すなわちカード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算しました。また、カード利用代金等が米ドル建てで生じた場合には、直接円換算しました。別途会員規約にてご同意頂いている通り、法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合、または協定もしくは現地の慣例により当該カード利用代金等に関して特定の換算レートが使用される場合を除き、円換算に際しては、American Express Exposure Management Ltd. が日本国外で所有し管理するアメリカン・エクスプレス財務システムを利用し、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報から選択した銀行間レートを基に、2%の外貨取扱手数料を加えた(ただし、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません。)換算レートを使用しました。この外貨取扱手数料はAmerican Express Travel Related Services Company, Inc. もしくはその関連会社の収益となります。なお、カード利用代金等がアメリカン・エクスプレスに提出される前に第三者により換算される場合、適用される換算レートは当該第三者が決定したものです。

### ◆ 明細書1ページ目の上記記載の用語説明

「前回締め日金額」:前回の締め日時点のご利用代金等の残高です。「お支払いご入金・調整額」:前回締め日の翌日から今回締め日までにお支払いいただいた金額。取消伝票や修正金額がある場合はその金額も含まれます。「新規ご利用額(含利息)」:前回締め日の翌日から今回締め日までの期間に、弊社が受領した「売上票」の合計金額(手数料を含む)。但し海外でのご利用分については、円に換算した金額をもってご利用額とします。「今回締め日金額」:今回締め日時点でのご利用残高の金額。前回締め日金額-お支払いご入金・調整額+新規ご利用額+その他ご請求分の合計金額により計算されます。「今回ご請求額」:今回お支払いいただく金額。「今回締め日金額」に紛議中(調査中)のご利用分が含まれる場合は、「今回締め日金額」から、それらを除く金額となります。

令和元年6月8日

## 行政調査報告書

調査先 東京都品川区

日時 令和元年6月3日 月曜日

内容 「町会及び自治会の活動活性化について」

東京都品川区は、平成30年4月に「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を制定して、住みよいまちづくりに取り組む町会および自治会の活動を応援する事を宣言しました。

品川区は近年人口が増加傾向にあり、約200の町会・自治会があり、各々活動しています。その様な中、高層マンションの建築により、マンションの居住者と地域住民との交流も必要に迫られて来ています。品川区は、毎日の暮らしの中でも、いざという時にも、共に助け合うまちづくりを・・・という観点に立ち、地域住民が良好な地域コミュニティを維持・形成し、共助の精神に支えられた地域社会の実現を目指し、安全、安心なまちづくりに取り組むと宣言しました。

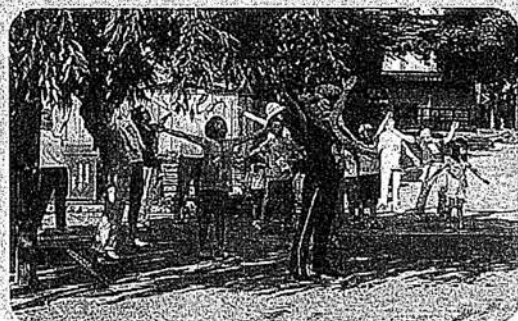
わが市に於いても、自助・共助・公助のもと、より安全で気持ち良く住みやすいまちとなる様、地域住民の意見、考えを吸い上げて、行政と市民が一体感を持って地域コミュニティの再構築及び活性化を諮っていくべきと考えます。

以上



# 住みよいまちづくりに取り組む 町会および自治会の活動を応援します

品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する「条例」を制定



品川区長  
濱野 健

## 町会・自治会はまちの元気の素です

品川区には、約200の町会・自治会があります。町会・自治会は、地域住民が生活を営むなかで生まれた地域を代表する団体で、その歴史は古く、戦前から戦後へと幾多の困難を乗り越え、地域コミュニティの中心的な役割を担っています。しかし、地域社会の発展に重要な役割を果たしているにも関わらず、町会・自治会の法的な位置付けなどは明確ではありません。

そこで、品川区は平成26年度に地域コミュニティ研究の第一人者である名和田是彦氏（法政大学法学部教授）を委員長とした「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会」を立ち上げ、地域代表委員として5名の町会長にご参加いただき、検討を進めてきました。

2年間の調査研究では、町会・自治会は地域住民同士の親睦やつながりを深め、安全で住みやすい地域づくりのために日々地道な活動を続けていることを再認識する一方で、担い手不足、役員の負担感の増、新たな住民に町会・自治会の活動が知られていないことなど、様々な課題を抱えていることも明らかになりました。

今後も区のまちづくりの最大のパートナーである町会・自治会が地域コミュニティの核として活躍していくためには、町会・自治会がより力を発揮しやすいしくみをつくるとともに、区の支援策の再構築が重要であると考え、23区初となる「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を制定しました。

この条例の制定にあたっては、町会・自治会の方々にアンケートや何回にもわたる意見交換会で活発なご意見をいただき、また区議会において熱心にご審議いただきました。

本条例では良好な地域コミュニティを維持・形成し、共助の精神に支えられた地域社会の実現をめざし、町会・自治会の位置付けや役割を明らかにするとともに、区が取り組むべき支援、区民・事業者の皆さんにご協力いただきたい事柄を定めました。

皆さんが住む地域がより安全で、気持ち良く住みやすいまちとなるよう、この機会に町会・自治会の大切さについて改めてお考えいただき、町会・自治会の活動に参加・協力していただきますようお願いいたします。

# 「品川区町会および自治会の活動活性化の 推進に関する条例」のポイント

地域コミュニティの核として活躍している町会・自治会の活動活性化を推進するための条例です。

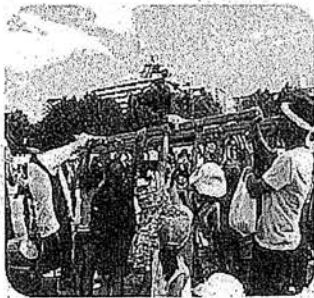
町会・自治会を中心に区、区民、事業者がそれぞれの役割を果たすことで地域のつながりを強め、共助の精神に支えられた地域社会の実現をめざします。

- ① 地域コミュニティの維持と形成に重要な役割を果たしてきた町会・自治会の位置付けを明らかにします。
- ② 区の責務を定めるとともに、区民・事業者に対して、町会・自治会の活動への参加協力を求めます。
- ③ 町会・自治会への加入と活動への参加を促進するためのしくみをつくります。

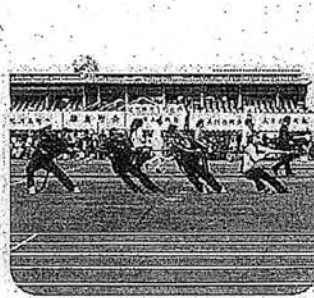
## ● 町会および自治会とは

地域コミュニティの核として、地域住民同士の親睦やつながりを深めるための活動をはじめ、地域で起きる多種多様な課題を解決するための活動を続けている自主的団体です。

私たちが毎日気持ちよく、快適に暮らせるよう、安全で安心なまちづくりに大きく貢献しています。



区民まつり



運動会



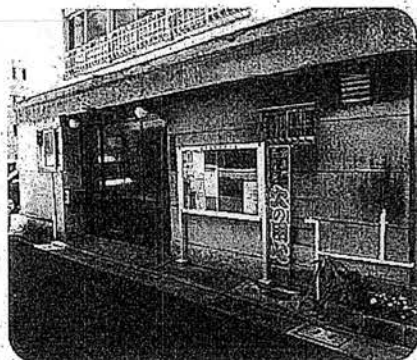
総合防災訓練



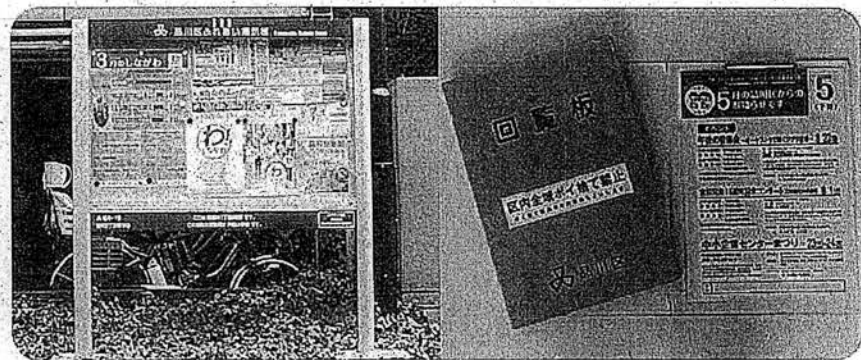
清掃活動

## ● 品川区の責務

品川区は町会・自治会の自主性・主体性を尊重し、町会・自治会の活動の活性化を推進するために、加入促進活動への支援をはじめ、活動や運営に関する支援策を積極的に推進します。



町会会館建設などに助成します



毎月、区の情報を統合ポスター(掲示板)と統合チラシ(回覧板)でお知らせします

## ● 区民の皆さんへの協力をお願い

町会・自治会の活動に積極的に参加し、地域の交流を深めましょう。



## ● 事業者の皆さんへの協力をお願い

事務者や事業所が所在する地域で行われる町会・自治会の活動や町会・自治会を助ける区の施策に協力してください。

### マンション管理者の方へ

町会・自治会の活動に協力をお願いします。町会から町会への加入の促進活動や行事の周知などのために必要な範囲で共用部分への立ち入りを求められたときは、マンション管理に支障のない限り、協力してください。

### マンションを新築する事業者の方へ

マンションの新築工事、販売、賃貸、管理をする事業者のそれぞれから、〈地域連絡調整員〉を選任し、区（地域活動課地域支援係）に届け出てください。

#### 〈地域連絡調整員〉

マンションの居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事柄について、町会・自治会との連絡・調整を行っていただきます。

### 住宅の販売・賃貸等の事業者の方へ

住宅を購入・賃貸する方への重要事項を説明するときに町会・自治会に関する情報を提供してください。

毎日の暮らしの中でも  
いざという時にも 共に助け合うまちづくりを

町会・自治会には、どなたでも加入できます。

13地区の約200の町会・自治会は、今日も元気に  
住みよいまちづくりに取り組んでいます。

町会・自治会への加入のお問い合わせは  
地域活動課地域相談担当 第二庁舎6階  
TEL 5742-6648 FAX 5742-6878

もしくは、お近くの地域センターへ



しなげろい 品川区  
cinnamoroll

©2001, 2018 SANRIO CO., LTD.  
APPROVAL No.G590616

地域センター名	住 所	電話番号
品川第一地域センター	北品川3-11-16	3450-2000
品川第二地域センター	南品川5-3-20	3472-2000
大崎第一地域センター	西五反田3-6-3	3491-2000
大崎第二地域センター	大崎2-9-4	3492-2000
大井第一地域センター	南大井1-12-6	3761-2000
大井第二地域センター	大井2-27-20	3772-2000
大井第三地域センター	西大井4-1-8	3773-2000

地域センター名	住 所	電話番号
荏原第一地域センター	小山3-22-3	3786-2000
荏原第二地域センター	荏原6-17-12	3782-2000
荏原第三地域センター	平塚1-13-18	3783-2000
荏原第四地域センター	中延5-3-12	3784-2000
荏原第五地域センター	二葉1-1-2	3785-2000
八潮地域センター	八潮5-10-27	3799-2000

# 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例

品川区は、古くから交易の拠点としてにぎわい、人々の交流が盛んに行われ、栄えてきました。

こうしたまちのにぎわいや交流を築いてきた源は、地域社会に暮らす人々の地縁による助け合い、支え合いといった共助の精神であります。

この崇高な精神は、地縁団体である町会および自治会によって、今日まで育まれてきました。

町会および自治会は、地域住民が生活を営むなかで、知恵と英知を積み重ねて生まれた地域を代表する団体であり、その歴史は古く、戦前から戦後へと幾多の困難を乗り越え、地域コミュニティの基礎を築き、今なお品川区の発展に大きく貢献する存在であります。

近年、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の変化により、地域住民の共助の力が弱まりつつあるなか、私たちは、阪神・淡路大震災や東日本大震災などから地域住民による共助の重要性を再認識し、地域のつながりをより強め、共助の精神をさらに青んでいくことの大切さを改めて知りました。

これからの品川区の発展には、子どもたちの健全育成、高齢者の生活支援、安全・安心なまちづくりのための防犯活動、災害への備え、さらには震災などの有事の際の助け合い、支え合いなどについて、私たち一人一人が共助の精神を持ち、今まで以上に力を合わせて取り組んでいくことが重要です。

そのためには、地域コミュニティの核である町会および自治会の活動をさらに活性化し、協働によるまちづくりを進め、町会および自治会の活動を通して未来を担う子どもたちに共助の精神を伝えていかなければなりません。

ここに、品川区は、地域コミュニティのさらなる発展に向けて、町会および自治会を良好な地域コミュニティの維持と形成に関して区と協働する最大の相手方であることを宣言し、町会および自治会を中心に区、区民および事業者がそれぞれの役割を果たすことで地域のつながりをより強め、共助の精神に支えられた地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、町会および自治会の活動活性化の推進に係る基本理念を定め、町会および自治会の位置付けおよび役割ならびに町会および自治会に対する区の責務ならびに区民および事業者の役割を明らかにするとともに、町会および自治会の活動活性化の推進に関する措置等を定めることにより、良好な地域コミュニティを維持し、および形成し、もって区民相互がより強いつながりをもった地域社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町会 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体(以下「地縁による団体」という。)であって、地域コミュニティの中心となつて活動しているもの(自治会を除く。)をいう。

(2) 自治会 地縁による団体であって、地域コミュニティの中心となつて活動しているもののうち、1棟の共同住宅の敷地または複数の共同住宅のそれぞれの敷地であつて隣接しているものを主たる区域とするものをいう。

(3) 地域コミュニティ 区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(4) 事業者 区内に事務所または事業所を有する法人その他の団体および個人をいう。

(5) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1号に規定するマンションをいう。

(6) マンション管理者等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第4号に規定する管理者等および同条第8号に規定するマンション管理業者をいう。

## (基本理念)

第3条 町会および自治会の活動活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うこととする。

(1) 区民が相互に交流を深め、共助の精神に基づき町会または自治会の一員として自主的かつ主体的に活動するよう、地域のつながりを強めるものであること。

(2) 区民、事業者、地域活動に関わる団体、大学、研究機関その他の団体と連携し、地域コミュニティの発展に資するものであること。

## (町会および自治会の役割)

第4条 町会および自治会は、地縁に基づき美化活動、防犯活動その他の共同活動を行う自主的団体として、その区域内における区民の生活を守り、地域コミュニティの活性化を推進するよう努めるものとする。

2 町会および自治会は、良好な地域コミュニティの維持および形成のため、その区域内において活動する団体との連携を深めるものとする。

## (区の責務)

第5条 区長は、町会および自治会と協働し、地域コミュニティの活性化に資する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。この場合において、区長は、町会および自治会の自主性および主体性を尊重しなければならない。

2 区長は、区民が町会および自治会の活動に主体的に参加することを促進するために必要な支援を行わなければならない。

3 区長は、町会および自治会が相互に意見を交換し、連携するために必要な支援を行わなければならない。

## (区民の役割)

第6条 区民は、地域コミュニティの重要性を理解し、町会および自治会の活動に積極的に参加し、および協力するよう努めるものとする。

2 区民は、町会および自治会の活動に多くの区民が主体的に参加する状況となるよう、区民相互の交流および協働に努めるものとする。

## (事業者の役割)

第7条 事業者は、地域コミュニティの重要性を理解し、その事務所または事業所が所在する地域において行われる町会および自治会の活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、第5条第1項の規定により策定した区の施策に協力するよう努めるものとする。

## (財政上の措置)

第8条 区長は、町会および自治会の活動活性化の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(町会および自治会に対する情報の提供等)

第9条 区長は、町会および自治会からの地域コミュニティの活性化の推進に関する相談に応じ、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための措置等)

第10条 区長は、区民、区に転入しようとする者および事業者が地域コミュニティの活性化の推進に関する理解を深めるための広報活動、啓発活動その他町会および自治会の活動への参加のために必要な措置を講ずるとともに、町会および自治会への加入を促進するために必要な支援を行うよう努めなければならない。

(住宅購入者等に対する情報の提供)

第11条 住宅の販売もしくは賃貸またはこれら代理もしくは媒介(以下「販売等」という。)をする事業者は、区内の住宅を購入し、または賃貸しようとする者に対し、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条第1項各号に掲げる事項の説明その他当該住宅についての説明を行う際に、当該住宅の存する地域において活動する町会および自治会の活動に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(マンション管理者等の町会および自治会の活動への協力)

第12条 マンション管理者等は、地域コミュニティの重要性を理解し、町会および自治会の活動に協力するよう努めるものとする。

2 マンション管理者等は、管理するマンションの所在する区域の町会が当該町会への加入を促進するために必要な活動、当該町会の活動の周知等のために必要な範囲において共用部分への立入り求めたときは、当該マンションの管理に支障のない限りにおいて、これに協力するものとする。

(マンションの新築工事をする事業者の地域連絡調整員の選任)

第13条 規則で定めるマンションを新築する者は、当該マンションの新築工事、販売、賃貸および管理をする事業者に対し、それぞれ地域連絡調整員(マンションの居住者と地域住民との交流を促進するために必要な事項等について、町会および自治会との連絡および調整を行う者をいう。)を選任させなければならない。

(マンションの居住者の交流の促進)

第14条 マンションを建築し、販売し、賃貸し、または管理する事業者は、マンションの居住者相互の交流およびマンションの居住者とその他区民との交流の促進を図るため、町会および自治会の活動に関する情報を掲示するための掲示板の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

## 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。





品川区

地域振興部  
地域活動課長



川島 淳成

かわしま あつなり

〒140-8715 品川区広町2-1-36  
Tel. 03-5742-6689(直) Fax. 03-5742-6878  
E-Mail: [REDACTED]

品川区

地域振興部  
地域活動課 地域支援係長



野口 香織

〒140-8715 品川区広町2-1-36  
tel. 03-5742-6690(直) 03-3777-1111(代表) 5155(内線)  
fax: 03-5742-6877  
E-mail: [REDACTED]



品川区

地域振興部  
地域活動課 地域相談担当



鈴木 琢磨

〒140-8715 品川区広町2-1-36  
tel. 03-5742-6648 fax. 03-5742-6877  
E-mail: [REDACTED]



品川区

区議会事務局  
調査係長



中村 真介

なかむら しんすけ

〒140-8715 品川区広町2-1-36  
Tel: 03-5742-6810 Fax: 03-5742-6895  
E-mail: [REDACTED]

令和元年6月8日

## 行政調査報告書

調査先 沖縄県沖縄市

日時 令和元年6月4日 火曜日

内容 ①文化によるまちづくり推進事業について

~~②若者文化芸術育成支援事業について~~

地元沖縄県及び沖縄市に於いて、広く知られている文化芸術の振興に寄与出来ると認められる舞台公演事業と音楽イベント等で、音楽鑑賞機会の提供と「音楽のまちのブランド化」を推進する舞台公演事業の二事業に各々100万円を上限としての推進事業。

文化による地域づくり活動支援事業は、地元沖縄の伝統芸能をはじめ、演劇、音楽、ミュージカル、ダンス、また舞台企画・制作、イベント等対象が広い。

更に、音楽によるまちづくり推進事業は、ライブ、コンサート、音楽イベント等に支援すると言う。

わが市に於いても、民間に任せる事なく行政と民間がシンクロしながら、更なる発展「楽都 郡山」を目指して行くべきと思います。

## ②若者文化芸術育成支援事業について

児童が主体となって参加して実施する「文化芸術育成活動」の経費に対して、支援補助金を交付する事業であり、地域の文化芸術を担う人材の育成を図る事を目的とするものであり、補助金の上限額が150万円で経費の4分の3以内との事。

書類による審査と、プレゼンテーションによる審査があり、芸能分野、その他の分野（舞台企画・制作、及び運営等）が対象となり費目も多種多様に亘っています。設営・舞台費、謝金・人件費、事施工費、広報・宣伝費、交通費、備品費など、主催運営する側に非常に有意義（有益）な支援事業であると思います。

わが市に於いても、地域の文化芸術を担う人材育成を図る事が必要である事から、使い勝手の良い育成支援事業費補助（金）を考えて行く必要があると思います。

以上

2019年度

文化によるまちづくり  
推進事業補助金

補助金交付団体等

**募集要項**

募集期間

2019年4月26日（金）～

2019年5月24日（金）※必着



## 1. 目的

市内で実施する文化芸術分野における実演家の育成や、舞台芸術鑑賞の機会確保及び地域における文化振興の推進を目的とする。

## 2. 補助事業

(1)交付対象となる補助事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

### ①文化による地域づくり活動支援事業

広く公開される創造的な文化芸術活動で、かつ市内の文化芸術の振興に、寄与できると認められる舞台公演事業

### ②音楽によるまちづくり推進事業

市内で開催する音楽イベント等で、魅力ある音楽鑑賞機会の提供と音楽のまちのブランド化を推進する公演事業

(2)前項の補助の分野及び対象は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(3)文化によるまちづくり推進事業補助金の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

### ①補助事業実施の翌年度以降も活動を継続するもの

### ②市内で行う自主企画による舞台公演等の事業

### ③その他市長が適当と認める事業

(4)次の各号に該当する事業は対象外とする。

### ①学校等の行事や各種活動に属する事業

### ②政治に関する活動を目的とする事業

### ③宗教に関する活動を目的とする事業

### ④一般に広く公開されない事業

## 3. 補助事業者

(1)補助事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

①市内に活動の本拠を有する団体もしくは実行委員会。ただし、本要項 2. (1)②の音楽によるまちづくり推進事業についてはその限りではない。

②規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること。

③別表 1 に掲げる活動実績が 1 年以上あること。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(2)前項の規定にかかわらず、次の団体等は対象としない。

### ①地方公共団体

### ②県文化協会及び市町村文化協会等を構成員とする団体

### ③学校等に属する活動団体

### ④政治に関する活動を目的とする団体

### ⑤宗教に関する活動を目的とする団体

### ⑥本市、国又は他の地方公共団体から本事業に関して別の補助を受けている団体

## 文化によるまちづくり推進事業補助金交付要綱

決裁 平成 30 年 5 月 11 日

改正 平成 31 年 4 月 24 日

沖縄市補助金等交付規則の制定に伴い、文化による地域づくり活動支援事業補助金交付要綱を全部改正する。

### (目的)

- 第 1 条 この要綱は、市内で実施する文化芸能分野における実演家の育成や、舞台芸術観賞の機会確保及び地域における文化振興の推進を目的とする。
- 2 この要綱は、沖縄市補助金等交付規則（平成 30 年沖縄市規則第 11 号、以下「規則」という）の施行について必要な事項を定めるものとする。
- 3 規則及びこの要綱の施行に必要な基本的事項は、経済文化部における補助金等交付に関する共通要綱（平成 30 年度 4 月 1 日施行、以下「共通要綱」という）による。

### (補助事業)

第 2 条 交付対象となる文化芸能事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 文化による地域づくり活動支援事業

広く公開される創造的な文化芸術活動で、かつ市内の文化芸術の振興に寄与できると認められる舞台公演事業。

(2) 音楽によるまちづくり推進事業

市内で開催する音楽イベント等で、魅力ある音楽鑑賞機会の提供と音楽のまちのブランド化を推進する舞台公演事業。

2 前項の補助の分野及び対象は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 3 条 前条第 1 項の事業の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助事業実施の翌年度以降も活動を継続するもの

(2) 市内で行う自主企画による舞台公演等の事業

(3) その他市長が適当と認める事業

2 次の各号に該当する事業は対象外とする。

(1) 学校等の行事や各種活動に属する事業

(2) 政治に関する活動を目的とする事業

(3) 宗教に関する活動を目的とする事業

(4) 一般に広く公開されない事業

## 若者文化芸術育成支援事業補助金交付要綱

決裁 平成 30 年 5 月 11 日

改正 平成 31 年 4 月 24 日

沖縄市補助金等交付規則の制定に伴い、若者文化芸術育成支援事業補助金交付要綱を全部改正する。

### (目的)

第 1 条 この要綱は、児童が主体となって参加して実施する文化芸術育成活動に要する経費に対し若者文化芸術育成支援補助金（以下「補助金」という）を交付し、地域の文化芸術を担う人材の育成を図ることを目的とする。

- 2 この要綱は、沖縄市補助金等交付規則（平成 30 年沖縄市規則第 11 号、以下「規則」という）の施行について必要な事項を定めるものとする。
- 3 規則及びこの要綱の施行に必要な基本的事項は、経済文化部における補助金等交付に関する共通要綱（平成 30 年度 4 月 1 日施行、以下「共通要綱」という）による。

### (補助事業)

第 2 条 この要綱において補助の分野及び対象となる事業は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 3 条 前条の事業の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助事業実施の翌年度以降も活動を継続するもの
  - (2) 市内で行う自主企画による育成講座、舞台公演等の事業
  - (3) その他市長が適当と認める事業
- 2 次の各号に該当する事業は対象外とする。
- (1) 学校等の行事や各種活動に属する事業
  - (2) 政治に関する活動を目的とする事業
  - (3) 宗教に関する活動を目的とする事業
  - (4) 一般に広く公開されない事業

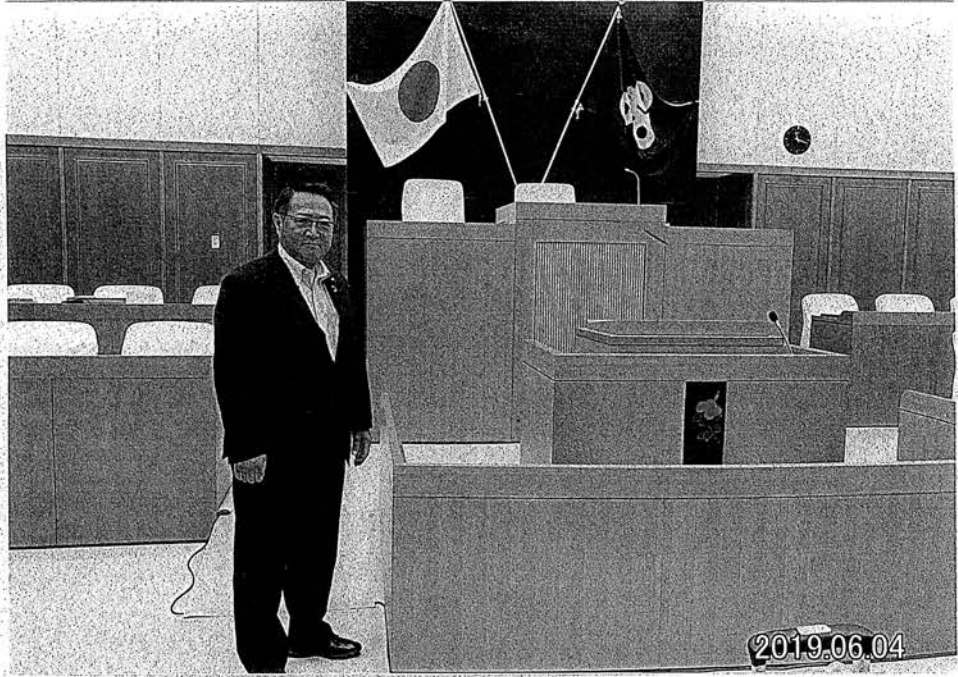
### (補助事業者)

第 4 条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

- (1) 市内に活動の本拠を有する団体もしくは実行委員会。
  - (2) 規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の団体等は対象としない。







品 沖 縄 市  
経済文化部 文化芸能課



課長 神谷 貢  
KAMIYA MITSUGI

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号  
TEL: 098-939-1212 (内線3550)  
TEL: 098-929-0261 (直通)  
FAX: 098-923-3485  
E-MAIL: [REDACTED]



品 沖 縄 市  
経済文化部 文化芸能課



課長補佐 玉城 千恵美  
TAMAKI CHIEMI

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号  
TEL 098-929-0261 FAX 098-923-3485  
E-MAIL bungeia56@city.okinawa.okinawa.jp



「エイサーのまち沖縄市」PRキャラクター

品 沖 縄 市 議 会 事 務 局

議事課長  
中 村 厚 夫  
atsuo nakamura

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1  
TEL (098) 937-3405  
FAX (098) 938-1094  
E-mail: [REDACTED]

「エイサーのまち沖縄市」PRキャラクター

品 沖 縄 市 議 会 事 務 局

議事課 主事  
島 袋 春 香  
Haruka Shimabukuro

〒904-8501  
沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号  
TEL (098) 937-3405  
FAX (098) 938-1094  
E-mail: [REDACTED]

知花花織

令和元年6月8日

## 行政調査報告書

調査先 沖縄県名護市

日時 令和元年6月4日 火曜日

内容 「自転車のまちづくりについて」

名護市は平成24年3月に「名護市自転車まちづくり」を策定して、市街地での自転車指導レーンを整備している。また、名護市職員の「自転車通勤手当」の創設や市直営の自転車レンタル事業を展開しているとの事。

理由は、平成元年から開催されている国際的な自転車ロードレース「ツール・ド・おきなわ」にあると言う。自転車競技を通して、安心・安全・健康・観光・経済・教育等多方面に亘って複合的な効果があり、市政発展に寄与しているとの事です。

市内には、至る所に自転車専用レーンが引かれ、自転車による「まちづくり」が熟成されて来ている様に思えました。

わが市に於いても、自転車、歩行者の為により一層交通安全対策に尽力して行くべきと思います。

以上



更新日：2017年3月27日

# 名護市自転車のまちづくり



地域	沖縄県名護市
実施主催	名護市
分野	観光振興・交流／まちなか再生／環境保全／優良地域活性化施策

沖縄県名護市

観光振興・交流／まちなか再生／環境保全／優良地域活性化施策

現在の活動状況

## 概要

・まちづくりにおいて、自転車がもたらす「経済」「観光」「健康」「環境」「教育」「競技」などの複合的な効果に加え、サイクリストが目標を達成することによる生きがい・友情等の新たな価値観の創出による地域の活性化が図られる。

## 内容

【取組に至る背景・目的】

・名護市は、平成元年から続く国際的な自転車ロードレース「ツール・ド・おきなわ」の開催地で、今年度で28回目の大会を終えている。

平成24年3月には、「名護市自転車まちづくり」を策定、通勤や通学など住民が利用できる市街地での自転車指導レーンを整備しており、さらに、平成27年度からは健康増進や環境負荷軽減のために名護市職員の「自転車通勤手当」の創設や名護市営市場等での自転車のレンタル事業を開始している。

また、北部国道事務所管の名護市内国道58号一部区間において、北部地域初の自転車専用道が、今年8月から供用開始しており、国との協調により、自転車がもたらす「経済」「観光」「健康」「環境」「教育」「競技」など複合的なプラスの効果が図られつつある。

【取組の具体的内容】

・このような状況下、稲嶺市長を先頭に「サイクリストの聖地」と言われている「瀬戸内しまなみ海道」の視察を今年7月中旬に行い、先進地の報告会を去った9月に開催した。その報告会での羽地内海周遊サイクリングの提案が沖縄県から評価され、県との連携による「健康長寿おきなわプラットフォーム形成事業」を活用して、羽地内海周遊と本部半島一周の2コースを設定し、JTBガイアレック社の自転車専用ツアー商品「日本を走ろう」を今年12月から全国販売することとなっている。

【施策の開始前に想定した効果、数値目標など】

・自転車がもたらす「経済」「観光」「健康」「環境」「教育」「競技」など複合的な効果。

【現在までの実績・成果】

・ハード面での施策として、自転車指導レーンや自転車専用道の整備による安全で快適な自転車の利用環境づくり、ソフト面では、自転車のレンタル事業の構築や自転車通勤手当の創設による自転車利用の促進等。

【導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など】

・多様な分野から専門的な意見を求めるため「名護市自転車ネットワーク検討懇話会」を開催して施策に活かした。また、瀬戸内しまなみ海道の視察後、速やかに報告会を開催する等、国及び県、北部の自治体で連携が図れるようなネットワークづくりに努めた。

【今後の課題と展開】

・今後の課題としては、北部広域にコースを拡大するにあたり、サイクリストの目線による安心安全なコースの設定はもとより、休憩スポットの設置、魅力ある観光資源の情報発信等に加えて、サイクリストが目標を達成することによる生きがい・友情等の新たな価値観の創出、地域との交流が課題となっている。

【事業期間】

平成24年度～31年度まで（うち自転車のレンタル事業 平成27年～29年度）

【事業予算】

総事業費：329,187千円

（うち自転車指導レーン整備321,478千円、レンタル事業7,709千円）

財源内訳：沖縄振興特別推進市町村交付金257,182千円、一般財源72,005千円

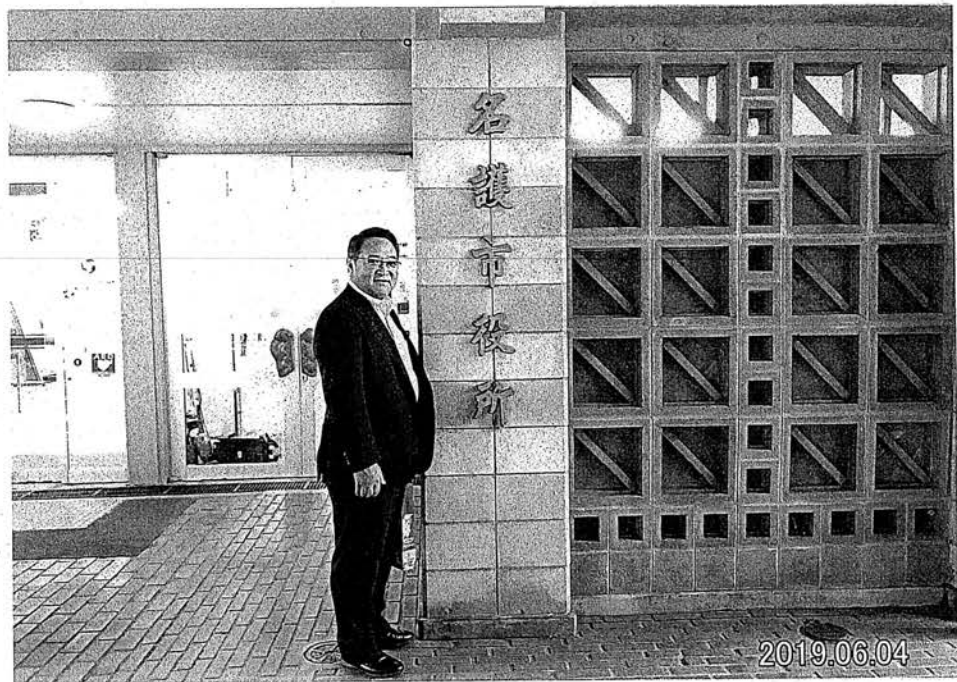
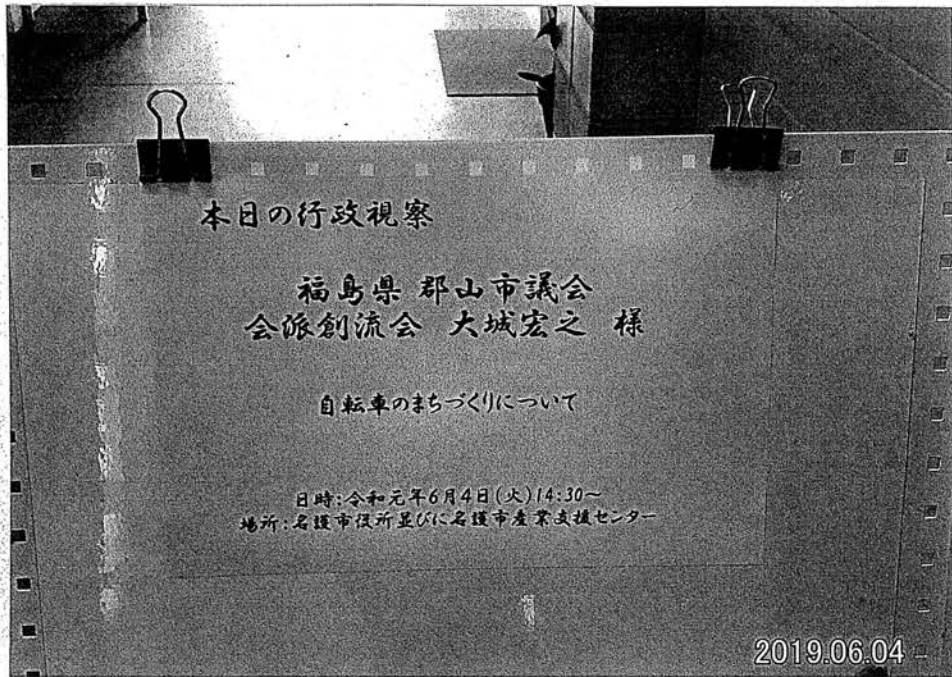
【団体情報】

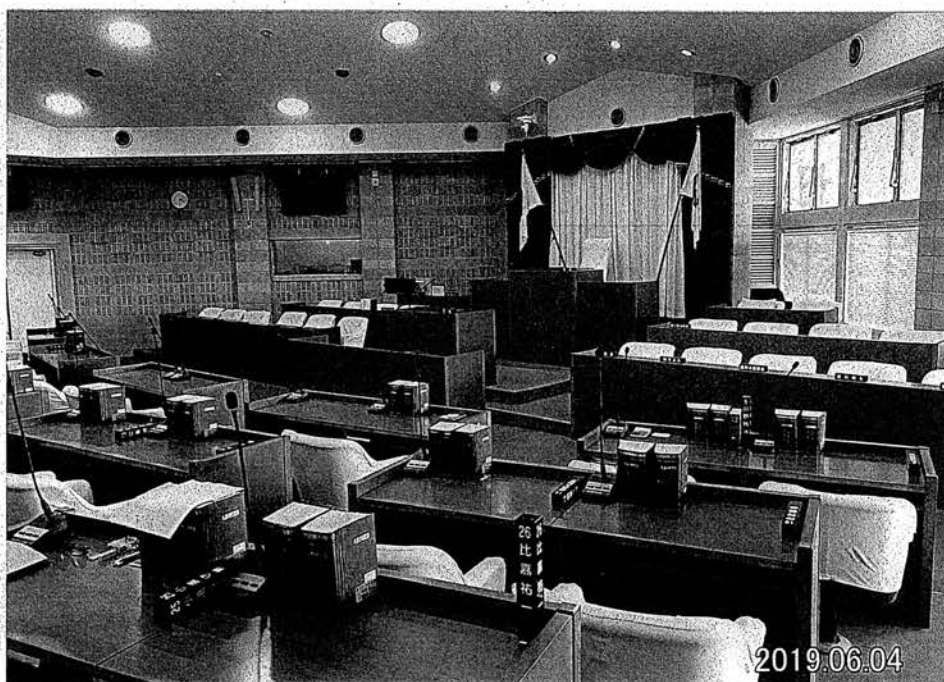
人 口：62,505人（平成28年10月末現在）

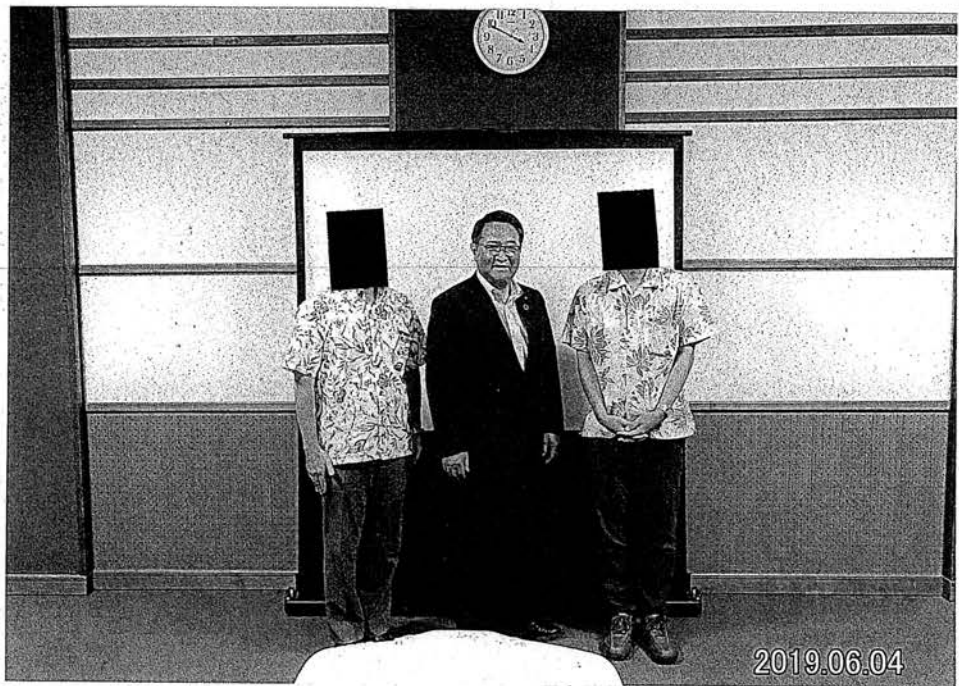
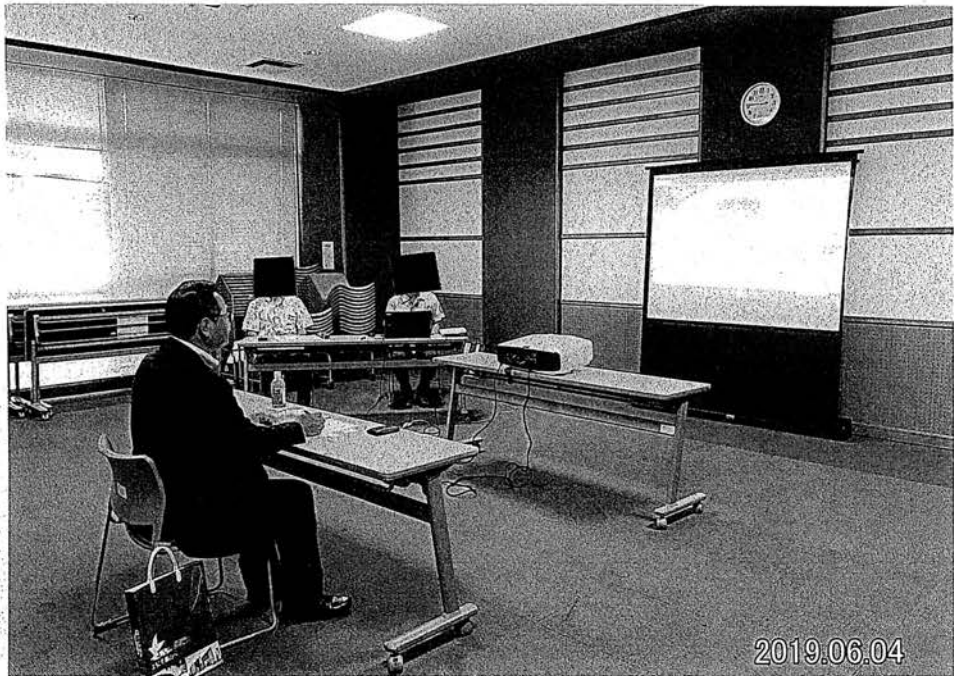
標準財政規模：15,546百万円（平成27年度）

担当部課名：企画部 企画調整課

## リンク (URL) 等







## 今後の自転車のまちづくりへの取組み

- 国・県・関係自治体等との連携による北部地域の安全で快適な自転車走行空間の整備（仮称：やんぼる・ちゃらサイロード）
- 自転車及び自動車の利用者に対する交通安全教育等  
（沖縄県サイクルスポーツ振興協会と連携による「シェア・ザ・ロード」（思いやり運転）啓蒙ステッカーの推進）
- 北部広域の自転車旅行商品の拡充及び広報活動の推進  
（今治市、尾道市、守山市と連携し、西日本のサイクルツーリズムのゴールテンルートの形成を図る）
- 自転車関連事業者の誘致（民間活力の利用）
- 北部地域の高等教育機関（名桜大学・沖縄高専）との連携
- 自転車競技の合宿誘致 etc.



27

2019.06.04



2019.06.05



名護市 商工観光局

Commerce, industry and tourism bureau

局長 兼 自転車のまちづくり推進室長

小野 雅春

Ono Masaharu

〒905-0017 沖縄県名護市大中 1-19-24  
名護市産業支援センター 2F  
TEL:0980-53-7530 FAX:0980-53-7522  
E-mail : [REDACTED]



名護市商工観光局

自転車のまちづくり推進室

主査 平川 洋一郎

Hirakawa Yoichiro

〒905-0017 沖縄県名護市大中 1-19-24  
名護市産業支援センター 2F

TEL 0980-53-7530  
FAX 0980-53-7522  
E-mail [REDACTED]



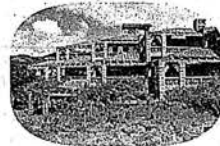
名護市議会事務局

Arakaki Kazuyoshi

次長 新垣 和吉

E-mail : kazuyoshi-a@city.nago.lg.jp

〒905-8540  
沖縄県名護市港一丁目1番1号  
TEL:0980-53-1212 (内線305)  
FAX:0980-53-6906  
<http://www.city.nago.okinawa.jp>



沖縄県 名護市

議会事務局 庶務係

Kamiya Tomoko

係長 神谷 智子

E-mail : tomoko-k@city.nago.lg.jp  
〒905-8540

沖縄県名護市港一丁目1番1号  
TEL:0980-53-1212 (内線305)  
FAX:0980-53-6906  
<http://www.city.nago.okinawa.jp>



令和元年 6 月 8 日

## 行政調査報告書

調査先 沖縄県国頭郡今帰仁村

日 時 令和元年 6 月 5 日 水曜日

内 容 「廃校を活かした官民連携の総合体験型ファームについて」

沖縄県の北部に位置する今帰仁村は、ご多分に漏れず「少子高齢化」が進み、小学校・中学校の統廃合が段階的に行われ、廃校を利活用した地域振興が課題となっていました。

今帰仁村インバウンド農泊推進協議会が設立され、廃校を活用して「総合体験型ファーム」を民間企業が主体となって今帰仁村の指定管理運営。廃校を活用した農泊と 6 次産業化推進（生産・加工・販売）農から食に至るまでの体験を一体的に提供して、利用者に高い評価を受けており、農泊を契機に移住希望者が増加しているとの事。

わが市に於いても、今後小学校・中学校の統廃合が加速される事から、廃校後の利活用について各地の成功事例を参考として、地域住民のコンセンサスを得て、しっかりとした方向性を持って協議して行くべきと思います。

以上

廃校からの転身！学校跡地の有効活用（沖縄県今帰仁村）

取組概要

廃校となった学校跡地の有効活用

全国的な少子化の流れの中、本村においても少子化が進み、小学校、中学校の統廃合が段階的に行われてきた。廃校となった学校跡地の有効活用を図り地域活性化につなげるため、外部有識者、地元住民、行政から構成される審議会を設置し、利活用を希望する民間事業者の募集及び選定を行った。事業者の選定にあたっては、地元住民の要望を含め、地域交流と村の掲げる農業振興、観光振興の方向性と合致する事業者を選定した。

人口 9,616 人

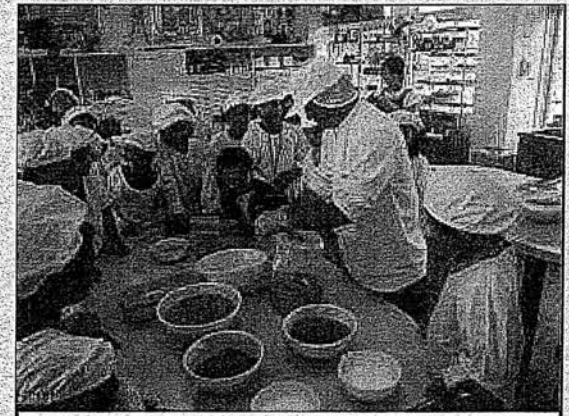
担当 企画財政課

取組の効果

今帰仁村らしさと体験学習の場

事業者による村内での自社農園栽培有機野菜の販売、加工食品販売にレストランでの食材使用で、安心・安全な食を提供することで、「農業立村今帰仁」のPRに一役を担っており、自家菜園や小動物とのふれあいができるため、来訪者には本村の豊かな自然とともに癒しの場となっている。

また、村内小学生の食育学習の場であり、村内ヘルスツーリズムの活動の場ともなっている。



村内小学生の食育学習（味噌作り体験）

創意・工夫した点

- 学校全体を一つの事業者へ貸与し運営してもらった。
- 審議会には地元の住民代表に委員として参画してもらい、地元の声を反映させた。
- 事業者選定には、客観性を保つために評価書での得点の他、議論の場を設けることで総合的な評価を行った。

他団体へのアドバイス

行政と民間の協働

行政と民間が協力して地域にあった事業者を選定することができ、選ばれた事業者が継続的に努力し発展していることが先進事例として注目されている理由だと考える。



ヘルスツーリズム（トランポリン）



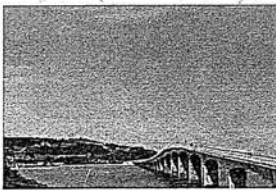
- 廃校を活用し、加工施設、レストラン、直売所、宿泊施設などを整備した「総合体験型ファーム」を核に地元農漁家とも連携し、農から食に至るまでの体験を一体的に提供。
- 廃校を活用した農泊と6次産業化の推進により、地域への移住希望者の増加や定住化、地域での新規就農者等の育成にもつながり地域振興に貢献。

### 【地域の概要】



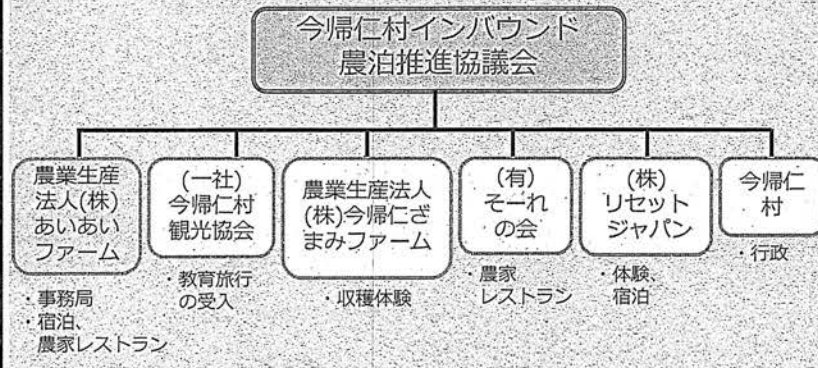
### <地域の特徴>

- 沖縄本島北部に位置する。
- 少子化が進み小中学校の統廃合が段階的に行われ、廃校活用した地域振興が課題となっていた。
- 今帰仁村は農業を基軸に商工観光に取組み、年間約80万人の観光客が訪れる。



古宇利島橋

### 【実施体制】



### <協議会設立の経緯>

- 平成21年に、飲食業や宅配事業を営む(株)アメニティが有機野菜のメニューを提供する目的で、農業部門として農業生産法人「あいあいファーム」を設立。
- 「あいあいファーム」は、当初、農産物の生産から加工、レストラン等を通じた消費まで一貫して手がける『6次産業』に取り組んでいたが、次第に、地域内の連携を強化し、地域の活性化を目指すようになり、農泊に着手。
- その後、「あいあいファーム」が中心となり、仕入れや販売の関係にあった農業生産法人や道の駅、観光協会と連携して「今帰仁インバウンド農泊推進協議会」を設立。沖縄料理体験等のプログラム開発や、インフルエンサーによる情報発信等、農泊の取組を強化。



あいあい手作りファーム



収穫体験用のほ場



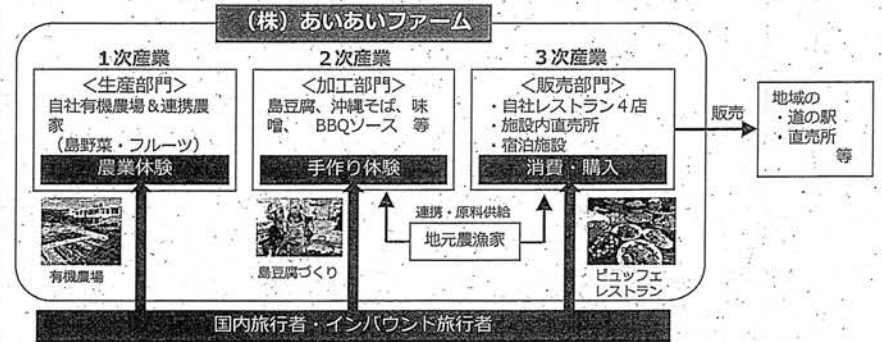
客室

### 【取組内容】

#### <(株) あいあいファームの取組>

##### ①総合体験型ファーム

- 小中学校の廃校を活用し、加工施設、レストラン、直売所、宿泊施設などを整備した「総合体験型ファーム」を核に地元農漁家とも連携し、農から食に至るまでの体験を一体的に提供。



##### ②地域への定住化

- 農泊を契機に地域への移住希望者が増加。地域への定住化に向け、移住希望者のために幼稚園の廃校を活用した社員寮を整備。(H31現在、従業員36名中8割が県外からの移住者)
- 海外出身者や外国語の堪能な学生を雇用し、地域のインバウンドへの対応を強化。

##### ③新規就農者等への教育

- 6次産業化や農泊のノウハウを有し、農業生産、食品加工、飲食店、直売所、宿泊施設についての実地研修が可能であることから、新規就農者や、農業大学校、海外の学生等向けに、農村で働くための技能を教育。



食農体験研修

令和元年6月5日 10:00

学校跡地利用について

1 廃校利用の背景等について

① 生徒数の推移と学校統合状況について

- ・平成15年4月湧川中を含む村内4校を統合し新今帰仁中学校を開校。
- ・平成22年4月湧川小を天底小に統合。
- ・平成22年5月の4小学校児童数580人、令和1年5月3小学校児童数561人。

(平成25年古宇利小天底へ統合により村内3小となった)

② 利活用施策の決定の背景について

8事業計画のプレゼンを受け決定 《別紙の経緯 資料1参照》

H22.9.22契約 期間H22.10.1~H38.3.31無償貸与

③ 官民連携について

農業と観光、雇用効果への期待、観光誘客への期待、地域活性化への期待等

2 あいあいファームについて

6次産業の事業展開、農家レストラン、宿泊・研修施設の開設、(農林大臣賞)を受賞

3 総合体験型ファームの取り組みについて

村教育委員会事業として、教育ファーム事業を展開している。

農業が基幹産業である本村の各小学校の5年生を毎年、六次産業化体験施設である「あいあいファーム」で農業体験・商品加工体験を経験させ、地域の産業の理解と将来の各自の仕事と農業とのコラボレーションや地域貢献ができる人材の育成目的で実施。

《別添資料2参照》

4 行政と民間の連携について

前項による・教育委員会事業との協力や「子供がつくる弁当の日」シンポジウム情報交換会、婚活イベントでの施設提供等、地元老人会等のグランドゴルフ場の提供ほか。

5 事業の効果について

観光誘客・インバウンドの状況?..

6 課題と今後の展開等について

- ・教育ファーム事業等や諸事業での活用を継続、

三重 (伊賀)  
もくもく

今帰仁村立旧湧川小中学校跡地利用事業者決定までの経緯

1 施設

○旧湧川小中学校校舎及び運動場

2 旧今帰仁村立湧川小中学校跡地利用計画募集について周知

○平成22年5月6日 区長会で周知依頼

○平成22年5月号村広報誌及び村ホームページへ掲載

3 募集期間及び計画書提出

○平成22年5月10日～6月9日

○応募数 8事業者 (福祉系 5事業所、農業系 3事業所)

4 第1回跡地利用審議会 平成22年6月25日

○審議委員(9人):学識経験者、地元代表2人、村農業委員会、村建設業協会、村商工会、村役場2人、アドバイザー

5 第2回跡地利用審議会 平成22年7月12日

○各事業者によるプレゼンテーション実施(8事業者)

6 第3回跡地利用審議会 平成22年7月26日

○旧湧川小中学校利活用運営事業者選定

第一交渉先 あいあいファーム

●地域交流と観光、雇用という観点を重視するとともに、地元審議委員の意見もあり、農業及び観光振興を掲げる本村の方向性と合致する事業者を第一交渉先とした。「雇用効果」、「観光誘客効果」、「地域の活性化・盛り上がり」への期待。

○村長へ答申

第一交渉事業者決定

7 旧湧川小中学校利活用運営事業者選定についての説明会 平成22年10月12日

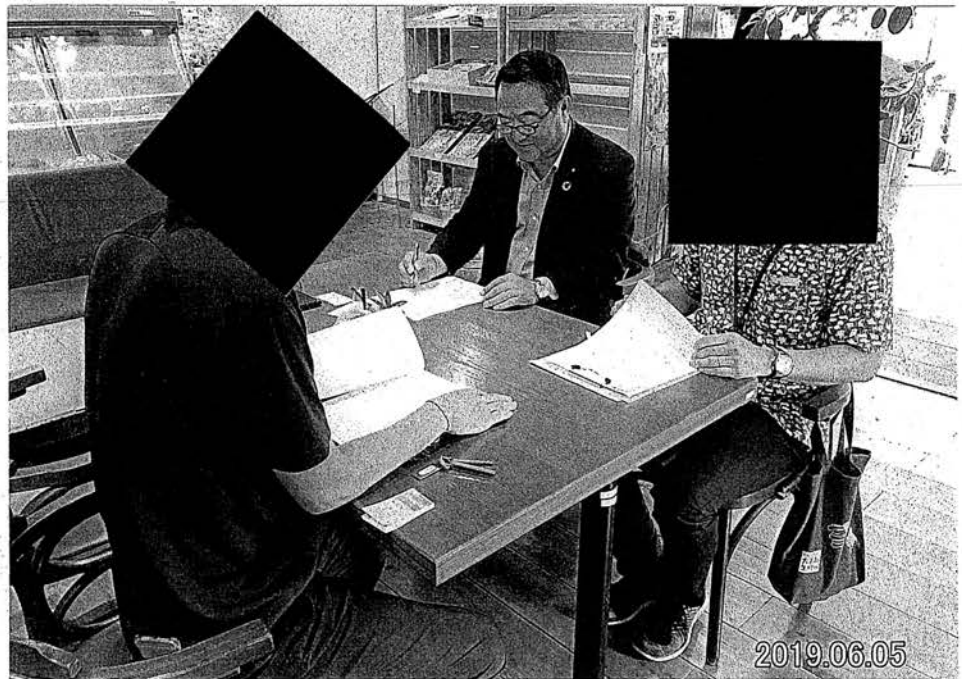
○湧川公民館にて説明会を開催

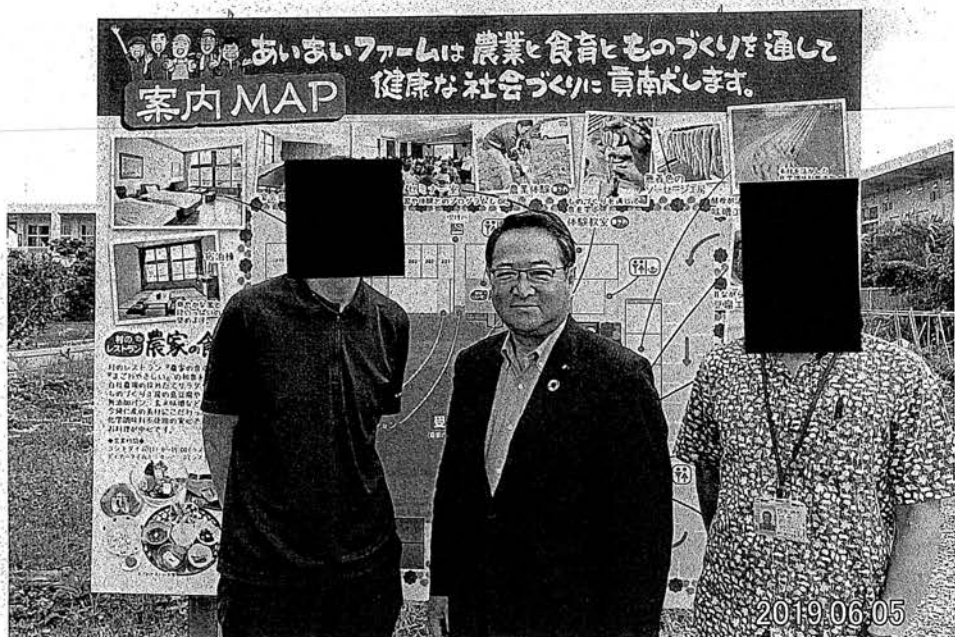
運営事業者選定経緯説明

あいあいファームによる事業概要説明

8 契約期間

○平成22年10月1日～平成38年3月31日







今帰仁村

あいあいファーム

取締役

阿部 健一  
Kenichi Abe



農業生産法人株式会社あいあいファーム  
〒905-0412 沖縄県国頭郡今帰仁村湧川369  
TEL:0980-51-5111 FAX:0980-51-5112  
Mail: [REDACTED]



今帰仁御神



今帰仁村役場

企画財政課 課長

たみなと ともつ  
田港 朝津

〒905-0492

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地

電話:0980-56-2114 FAX:0980-56-2105

E-Mail: kizai\_mgr@vill.nakijin.lg.jp